教 職 第 3241 号 令和4年(2022年)2月7日

各市町村教育委員会教育長 様

教職員局教職員課働き方改革担当課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する職務専念義務の免除の承認の取扱い等について(通知)

新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する職務専念義務の免除につきましては、令和2年(2020年)2月26日付け教職第2507号でお知らせしたところですが、別添写しのとおり、職員の同居者が「感染の可能性がある方」として特定され、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、職員に対し出勤自粛要請を行い、当該職員が自宅等でその要請を受けた期間、待機する場合は、職務専念義務の免除を承認して差し支えない旨、各道立学校長あて通知したのでお知らせします。

(服務制度係)

教 職 第 3241 号 令和4年(2022年)2月7日

各道立学校長 様

総務政策局総務課長 教職員局教職員課働き方改革担当課長

新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する職務専念義務の免除の承認の取扱い等について(通知)

新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するために任命権者から出勤自粛要請を受けた 職員が自宅等に待機する場合、当該要請を受けた期間については、職務専念義務の免除を 承認して差し支えないとしていたところですが、保健所における積極的疫学調査の対象範 囲の縮小などにより、濃厚接触者とされていない職員でも、次の1の事由に該当する場合 は、職務専念義務の免除を承認して差し支えない旨、人事委員会の特例承認を受けました。 つきましては、職員の同居者が「感染の可能性がある方」として特定された場合、基本 的には、当該職員はこれまでどおり出勤して差し支えありませんが、保護者から懸念が示 されるなど、感染拡大の防止に万全を期す必要があると校長が判断した場合は、出勤を抑 制し、2の服務上の取扱いに十分留意の上、適切に対応してください。

なお、当分の間、出勤自粛要請については、各所属長の専決事項となっております。

記

## 1 承認する事由

職員の同居者が「感染の可能性がある方」として特定され、新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するため、職員に対し出勤自粛要請を行い、当該職員が自宅等でその要請を受けた期間、待機する場合

## 2 服務上の取扱い

- (1) 出勤自粛要請に従って出勤しない職員は、可能な限り在宅勤務を行うこととし、校長は適宜業務の割り振りを行うなど、出勤しない職員の在宅での業務に十分配慮すること。
- (2) 当該要請に従って出勤しない職員のうち、その勤務時間を在宅勤務に充てることができない職員又は在宅勤務になじまない職にある職員に対しては、上記1の職務専念義務の免除の事由に該当するものとして、必要最小限度の範囲内で職務専念義務の免除を承認して差し支えないこと。

(人事係) (服務制度係)

事 務 連 絡 令和4年(2022年)2月7日

各市町村教育委員会担当課長 様

教職員局教職員課課長補佐 (服務制度)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う休暇等の取扱いについて このことについて、別添写しのとおり各道立学校あて事務連絡を送付しましたので、 お知らせします。

(服務制度係)

(**写**) 事 務 連 絡 令和 4 年 (2022年) 2 月 7 日

教 頭 各道立学校 事務長 様

> 総務政策局総務課課長補佐 (人事) 教職員局教職員課課長補佐 (服務制度)

新型コロナウイルス感染症の発生に伴う休暇等の取扱いについて このことについて、「新型コロナウイルス感染症拡大防止に関する職務専念義務の免 除の承認の取扱い等について」(本日付け教職第3241号通知)を踏まえ、別添のとおり 更新します。

> (人 事 係) (服務制度係)

## 新型コロナウイルス感染症の発生に伴う休暇等の取扱

※完成した場合     ※完成した場合     ※発症した場合     ※発症に感染した     ※発症に感染する恐れが高いと     ※決症に感染した     ※対応に感染した     ※対応に感染した     ※対応に感染した     ※対応に感染する恐れが高いと     ※表したが、出動しようとする場合     以下の職員が用動を自粛する場合     以下の職員が開発を支持した職員     (おきなう」と同居する職員     (2)海外から帰国した職員     (2)海外から帰国した職員     (3)法に基づく緊急事態宣言の区域     内の職員     作業等における新型コロナウイルス感染症に     感染するおそれに関し、心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響がある     新型コロナワクチン接種に伴う副反応が発生した     検疫法に基づき、外出しないことをの他の感染の防止に必要な協力を求められた     愛楽であられた     愛楽等の助れた     愛楽等の風邪症状が見られる場合は災害     事故体暇     本であるとともに、在を動務になるまでい、症を動務になるまでい、症を動務になどまたい、症を動務になどまたい、症を動務になどまたい、症を動務になどまたい、症を動務になどまたい、症を動務になどまたい、症を動務になどまたい、症を動務になどまたい、症を動務になどまたい、症を動務になどまたい、症を動務にないまたが、心、必要最小限の範囲が変となった     は検疫法に基づき、外出しないことがやむを得ないと     感染がられた     愛楽等の風邪症状が見られる場合     ながまる。後ろの免除     認められる場合     、必要最小限の範囲が表しないことがやむを得ないと     は検疫法に基づき、外出しないことぞの他の感染の防止に必要な協力を求められた     愛楽等の風邪症状が見られる場合     は検疫法に基づき、外出しないことがやむを得ないと     記められる場合     、変染等の風邪症状が見られる場所はないことがやむを得ないと     説を表述の助れた場が表が表しましていことがやむを得ないと     記められる場合     、変染等の風邪症状が見られる場合     、変染等の風邪症状が見られる場合     、必要な協力を求められた     ・発酵等の風邪症状が見られる場合     は対しないことがやむを得ないと     説を表述のよれた場が表述のよれる場合     、変染等の風邪症状が見られる場合     は対しないことがやむを得ないと     説を表述の助れた場合     に対しないことがやむを得ないと     記がよりました。     は対しないことがやむを得ないと     説を表述の助れた場合     に対しないことがやむを得ないと     記がよりないことがやむを得ないと     記がよりました。     は対しないことがやむを得ないと     記がよりました。     は対しないことがやむを得ないと     記がよりました。     は対しないことがやむを得ないと     は対しないことがやむを得ないと     は対しないことがやむを得ないと     は対しないことがやむを得ないと     は対しないことがやむを得ないと     は対しないことがやむを得ないと     は対しないことが、対しないには、対しないことが、対しないことが、対しないことが、対しないには、対しないことが、対しないとないには、表しないには、表しないとないとないことが、対しないには、表しないとないには、表しないには、表しないとないには、表しないには、表しないには、表しないには、表しないには、表しないには、表しないには、表しないには、表しないには、表しないには、表しないには、表しないには、表しないにないないにないないとないにないないとないないにないないにないないないないにないないないない	事由		要件等	休暇等の区分
			女门寸	
新型コロナウイルス感 染症に感染した  他の職員に感染する恐れが高いと 認められる者(症状がないことか ら、出動しようとする職員等)が出 動しようとする職員等)が出 動しようとする職員等)が出 動しようとする職員等)が出 動しようとする職員等)が出 動しようとする職員の所属 長が濃厚接触者とされた職員(所属 長が濃厚接触者とされた職員(所属 長が濃厚接触者と立れた職員(所属 長が濃厚接触者と立れた職員(所属 長が濃厚接触者と立れた職員(の所属 長が濃厚接触者と立なす職員を合うこと の強性がある方」と同居する職員 (2)海外から帰国した職員 (3)法に基づく緊急事態宣言の区域 内の職員 (2)海外から帰国した職員 (3)法に基づく緊急事態宣言の区域 内の職員 (2)海外から帰国にた職員 (2)海外から帰国にた職員 (3)法に基づく緊急事態宣言の区域 内の職員 (4) 中の職員が医師又は助産師が ら保健指導又は健康診査に基づい では、医師等による指 関し、心理的なストレス が母体又は胎児の健康 保持に影響がある  妊娠性指導又は健康診査に基づい では、医師等によるお の工法の発生した (本宅勤務になどまたい職にある職員に対し、必要最小限の範距であるとともに 在宅勤務になどまたい職にある職員に対し、必要最小限の範距であるとともに 在宅勤務にないことがやむを得ないと を要なりる 新型コロナワクチン接種に伴う副反応が発生した 検疫法に基でき、外 しないことをの他の感染の防止に必要な協力を求められた 感染症法に基づき、外 出しないことをの他の 感染の防止に必要な協力を求められた の感染の防止に必要な協力を求められた の感染を加えてきた。外 関格ないことがやむを得ないと 認められる場合 (英書事故体暇)  数務しないことがやむを得ないと 認められる場合 (英書事故体暇)  炎者事故体暇	職員		発症した場合	.,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,
			認められる者(症状がないことか	産業医その他専門の医 師の意見を聞いた後、就
展議算接触者とみなす職員を含む。)、濃厚接触者又は「感染の可能な限り在宅勤務を行うこと  「所属長から出勤自粛要請を受けた」と同居する職員(2)海外から帰国した職員(3)法に基づく緊急事態宣言の区域内の職員  「作業等における新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関し、心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響がある」を保健指導又は健康診査に基づいては、医師等によるお道事項を守ることが、日本のとともことが、日本のとともに、在宅勤務になじません。 大変最小限の範囲があるとともに、在宅勤務になじるが、時差出勤や作業の特別による対応によるお道事項を守ることが、日本のとともであるとともに、在宅勤務になじません。 大変を受ける 新型コロナワクチン接種と伴う副反応が発生した 検疫法に規定する停留の対象となった 検疫法に規定する停留の対象となった 検疫法に基づき、外出しないことその他の感染の防止に必要な協力を求められた 感染症法に基づき、外出しないことその他の感染の防止に必要な協力を求められた 感染症法に基づき、外出しないことその他の感染の防止に必要な協力を求められた 類談しないことがやむを得ないと 競楽症法に基づき、外出しないことその他の感染の防止に必要な協力を求められた 類談しないことがやむを得ないと 競楽症法に基づき、外出しないことをの他の感染の防止に必要な協力を求められた 類談しないことがやむを得ないと 競楽症法に基づき、外出しないことをの他の感染の防止に必要な協力を求められた 類談しないことがやむを得ないと 競挙の関系症状が見られる			勤しようとする場合 以下の職員が出勤を自粛する場合	
作業等における新型コロナウイルス感染症に感染するおそれに関し、心理的なストレスが母体又は胎児の健康保持に影響がある			長が濃厚接触者とみなす職員を含む。)、濃厚接触者又は「感染の可能性がある方」と同居する職員(2)海外から帰国した職員(3)法に基づく緊急事態宣言の区域	※可能な限り在宅勤務 を行うこと ※発熱等の風邪症状が 見られる場合は災害
種を受ける 新型コロナワクチン接種に伴う副反応が発生した		ロナウイルス感染症に 感染するおそれに関 し、心理的なストレス が母体又は胎児の健康	ら保健指導又は健康診査に基づい	職務専念義務の免除 ※時差出勤や作業の制 限による対応によっ ては、医師等による指 導事項を守ることが 困難であるとともに、 在宅勤務になじまな い職にある職員に対 し、必要最小限の範囲
種に伴う副反応が発生した       勤務しないことがやむを得ないと認められる場合         検疫法に規定する停留の対象となった       一         検疫法に基づき、外出しないことその他の感染の防止に必要な協力を求められた       動務しないことがやむを得ないと認められる場合         感染症法に基づき、外出しないことその他の感染の防止に必要な協力を求められた       数められる場合         凝熱等の風邪症状が見られる       災害事故休暇			_	
の対象となった		種に伴う副反応が発生		職務専念義務の免除
しないことその他の感染の防止に必要な協力を求められた       動務しないことがやむを得ないと認められる場合         競染症法に基づき、外出しないことその他の感染の防止に必要な協力を求められた       一般教等の風邪症状が見られる    災害事故休暇		**	_	
小学校 由学校 宣笙	•	しないことその他の感 染の防止に必要な協力 を求められた 感染症法に基づき、外 出しないことその他の 感染の防止に必要な協 力を求められた 発熱等の風邪症状が見		災害事故休暇
子 学校、特別支援学校等 の臨時休業その他の事 情がある 子の世話を行う職員が、当該世話を 行うため勤務しないことがやむを 得ないと認められる場合	子	の臨時休業その他の事	行うため勤務しないことがやむを	